

県立特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に関するQ & Aについて（3月6日時点）

青森県教育委員会

県立特別支援学校における一斉臨時休業に関する対応について、以下のとおり参考情報をまとめました。

ただし、新型コロナウイルス感染症に係る状況の変化等により対応が変わる可能性がありますので、御了承ください。

Q1 一斉臨時休業期間において、幼児児童生徒の居場所確保のための取組として、自宅等で過ごすことが困難な児童等を学校において預かる場合、当該児童等の指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

登校した幼児児童生徒は指導要録上の「授業日数」に含まないものとして取り扱い、登校状況については、登校者名簿等（任意様式）で適切に管理してください。

Q2 一斉臨時休業期間において、卒業式は実施してよいか。

保護者等の理解を得ながら実施できますが、一斉臨時休業中であることを踏まえ、授業日数には含まないものとし、十分な感染予防対策を行ってください。

Q3 一斉臨時休業期間において、修了式及び離任式は実施してよいか。

幼児児童生徒の健康・安全面を第一に考え、多くの幼児児童生徒や教職員が日常的に長時間集まることによる新型コロナウイルスへの感染防止の観点から一斉臨時休業の措置を講じていることを踏まえ、実施しないこととして対応をお願いします。

Q4 一斉臨時休業期間において、入学説明会は実施してよいか。

一斉臨時休業期間における入学説明会を実施する場合、先般通知した「青森県立学校の卒業式における新型コロナウイルスへ感染防止対策について」（令和2年2月28日付け青教育第2060号）に準じ、感染防止に十分留意しながら実施する予定で準備を進めるようお願いします。

その際は、口頭で説明する内容を書面で渡したり、入学後に対応可能なことは省略したりするなど、内容を必要最小限にして時間短縮を図ったり、一箇所に多くの人が長時間集まることがないように、場所を分散したりするなどの工夫が考えられます。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更が生じること等を想定し、予定変更等については学校ホームページでお知らせすること等を説明の際の配布物等を活用して、あらかじめ周知しておくことが必要と思われます。

Q5 一斉臨時休業期間の居場所が確保できない幼児児童生徒の通学費は自家用車使用、公共交通機関、スクールバスいずれも就学奨励費の対象になるか。

幼児児童生徒の居場所確保のため登校させているものであり、支給対象と認められます。なお、卒業式においても就学奨励費の支弁となります。

Q6 学校給食の中止を受けて、どのような対応が必要か。

各学校において、委託業者と契約の変更等について協議を実施してください。

なお、文部科学省は、「臨時休業により、学校給食が実施されないことによる事業者等に生じる負担については、各自治体等の対応状況等にも注視しつつ、現在、政府として予備費の活用による緊急対応策の取りまとめを行っているところであり、これらの活用も含めて、今後どのような支援ができるか、検討を進めていく」としており、県としては、国の回答を待って具体が示された段階でお伝えします。

Q7 一斉臨時休業期間の居場所が確保できない医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が登校する場合、医療的ケアを実施してよいか。

「青森県立特別支援学校における医療的ケア実施要綱」第4条の2において、「認定教職員が実施する医行為は、始業から終業までの教育課程内における実施を基本とし、校外学習等学校外においては、看護師等の対応を原則とする。」と示されています。

このことから、今般の一斉臨時休業は、新型コロナウイルスの感染防止の観点
を踏まえた特別な措置であることを鑑み、一斉臨時休業期間に限り、居場所が確
保できない医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が登校する場合は、看護師及
び准看護師の資格を有する者が、医療的ケアを実施できることとします。なお、
医療的ケア実施に当たっては、衛生面の確保及び児童生徒の健康状態の把握等、
一層の配慮に努めていただくようお願いします。

Q8 一斉臨時休業期間の産業現場等における実習は可能か。

産業現場等における実習は、一斉臨時休業期間であるため、実施できないこ
ととします。ただし、個別の移行支援会議等の実施が必要な場合は、感染予防
に十分配慮したうえで、対応してください。

Q9 一斉臨時休業期間の教育相談対応は可能か。

教育相談は、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、相談者と接触をも
たないことを基本とし、電話等による相談対応は可能です。